

第 2 回長久手市土地利用計画審議会の結果について

		ご意見	対応
1	土地利用全体の考え方	(1) 2028（平成 40）年の推計人口約 6 万 5 千人は、小学校区単位のまちづくりをすすめる上で、適正な規模である。将来にわたってこの人口を維持する、住み続けてもらえるような土地利用を検討していくべき。	土地利用の基本方針に、「住み続けられる持続可能な土地利用の展開」について記述しました。
		(2) 農用地の保全活用については、具体的に、積極的に、農業の活性化ということを考えるべき。「生産性の高い農用地」と「市民が農に触れ合えるような農用地」に分けて考える必要があるのではないかと。	本市の農業は、一画地あたりの耕地面積が小さいことや、「生産性の高い農用地」と「市民が農に触れ合えるような農用地」が混在しているため、本市においては、ご指摘のようなエリア分けは難しい状況ですが、利用区分別の土地利用の基本方向において、農業経営者の育成や確保、販売体制の確保、新しい農業経営基盤の確立、市民農園の活用により、農用地の保全を図ることを記述しました。
		(3) ア 長久手市の土地利用を考える上で、リニモを基軸としたまちづくりの位置づけを明確にした方がよい。 イ 防災の視点について、しっかりと記述する必要がある。 ウ 自然環境や農地の保全・活用と住宅地形成の推進との整合を図る必要があるため、住宅地形成についてはリニモを基軸としたまちづくりと関連付けて整理をした方がよい。	ア 土地利用の基本方針に、リニモを基軸としたまちづくりを位置づけました。 イ 土地利用の基本方針に、防災の視点について、記述しました。 ウ 土地利用の基本方針に、住宅地の形成については、リニモ沿線を中心に誘導していくことを記述しました。

			ご意見	対応
2	個別の土地利用の考え方について	(1)	大草丘陵北縁地区については、現状企業の立地誘導などは進んでいないが、工業用地から森林に変更するのは、瀬戸大府東海線の整備が進んでから検討してもよいのではないか。	大草丘陵北縁地区は、隣接する瀬戸市の工業系企業等の立地計画を勘案し、工業用地として位置づけていましたが、その進捗が見られないことや、また、平成29年7月に策定された瀬戸市の現在の都市計画マスタープランでは、森林環境ゾーンに位置づけられているたことを鑑み、森林に位置づけました。
		(2)	市役所周辺北側一帯の農地は、宮ヶ洞池を水源とする農業用水路が整備されてる。スポーツターミナルを整備することで、下流の農業用水に影響が出ないような土地利用にすべきである。	事業を進める際は、下流に影響が出ないように実施します。
		(3)	グリーンロード南側沿道について、その他の宅地から森林に変更する案が示されたが、公園西駅周辺にイケアが出店したこともあり、駅周辺の沿道だけでも商業施設等の立地を許容できるように、その他の宅地のままとしてもよいのではないか。	現状、商業施設の立地や民間宅地開発により、県道田名古屋線への交通負荷が大きくなっており、これ以上の負荷をかける土地利用は難しいため、グリーンロード南側沿道については、その他の宅地ではなく森林に位置づけました。